

施設警備用重要事項説明書

(警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第1号)

宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号
同和警備株式会社
代表取締役 中島 芳樹
TEL 022-222-5455 FAX 022-711-5362

契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

No	項目	内容
1	警備業務を行う期間	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
2	警備業務を行う時間帯	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
3	警備業務対象施設の名称及び所在地	名称: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
		所在地: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
4	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	弊社サービス規程による交代制勤務とし、業務内容により人員決定し、下記義務を担当します。 ①異常の際の緊急対処 ②その他(要望事項)
5	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	警備業法で定める法定教育及び弊社で定めた研修を受講しています。
6	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	警備業法に基づき宮城県公安委員会に届出ている、弊社の制服を着用します。
7	警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	1. 警戒棒 2. 警笛 3. 無線機 4. 懐中電灯
8	警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項	鍵は、「鍵の授受簿」により授渡しを行い、厳重に管理します。
9	警備業務対象施設の警備実施方法	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
10	警備対象施設における盗難等の事故発生時の措置	盗難等の事故が発生した場合は、直ちに関係機関へ連絡するか、事案に即した所要の処置を講じ、被害の拡大防止等を図ります。
11	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	所定の方法により、業務終了後にお客様に報告します。
12	警備料金・その他の費用	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
13	支払い時期及び方法	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
14	警備業務の再委託に関する事項	この警備業務は、弊社が行い、下請け等再委託は行いません。(協議により同意の場合を除く)
15	免責に関する事項	①天変地異、暴動、その他不可抗力による場合 ②物件の瑕疵又はお客様の管理上の瑕疵に基づく場合 ③お客様の従業員又は関係者の故意あるいは過失に基づく場合 ④警備仕様書に基づく警備方法では当然防止しえない場合 ⑤お客様の臨時依頼により、弊社が無償で提供した本契約書に定められていない役割に関して損害が発生した場合
16	損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項	弊社は、本契約に基づく警備実施時間中に弊社の責に帰すべき事由により生じた損害について客観的に承認された損害証明に基づき対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円を限度としてお客様に対しその損害を補償します。
17	契約の更新に関する事項	契約期間満了3ヶ月前に終了の意思表示がない場合は、1年間毎の自動更新とさせていただきます。
18	契約の変更に関する事項	変更する場合は事前に、協議して決定することとします。
19	契約の解除に関する事項	解除する3ヶ月前に書面をもって相手方に通知を行うものとします。 お客様側が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、若しくは、暴力、脅迫その他の不当な手段を用いて要求行為を行った場合は、弊社は催告することなくこの契約を解除させることができるものとします。
20	警備業務に係る苦情を受けるための窓口	各拠点が対応します。
21	これらのほか特約があるときは、その内容	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。

- ※ 上記警備業務について契約に至るまでの見積提出(契約前)から契約書取交し(契約時)の内容説明の概要を表示しております。
- ※ 本書に記載のない事項については見積書及び契約書において別途記載、ご説明させていただきますが、基本の共通する内容となります。
- ※ 書面交付の代わりに、こちらのホームページにて表示し提出に代えさせていただきます。